

エコツーリズム
自然環境や歴史・文化を
対象とし、それらを体験し、
学ぶとともに、対象となる
地域の自然環境や歴史・
文化の保全に責任をもつ
観光のあり方。

促進のためのPR活動を行うなど、観光商品としての価値を高めることにより、ヘルスツーリズムを推進し、観光交流の拡大に取り組めます。

(2) 自然を活用した産業の活性化

- 新食材や地域特産品のPRを推進するとともに、森林・河川・農地の環境保全と組み合わせた自然体験によるエコツーリズムの推進など、新たな産業の創出に取り組めます。

(3) 豊かな自然環境の中での居住

- 田舎暮らしを応援する各種制度の利用を促進するとともに、空き家情報バンクへの登録者を増やす工夫を行うなど、さらなる定住・二地域居住に向けた取組を推進します。

● 歴史と文化の拠点の整備

(1) 歴史と文化の拠点整備

- 調査、研究の進む多気北畠氏城館跡を中心として、ふるさと資料館、道の駅周辺等との歴史、文化のネットワークづくりとともに、地域の伝統文化を活かしたイベントを開催するなど、歴史・文化が息づく地域づくりを進めます。

(2) 住民との連携による歴史・文化の保全と活用

- 「歴史の道百選」にも選ばれた伊勢本街道の家並みの保全・活用や有形・無形文化財の保護と史跡の管理、歴史・文化の伝承活動などを進めます。
- 住民と共に磨いてきた伊勢本街道の魅力を活かし、地域における観光資源としてのブランドの確立をめざします。

第4章 財政の見通し (平成25年度～平成29年度)

第1項 財政の見通しの基本的な考え方

政策と財政との連動を図り、計画の実効性を担保しつつ、持続可能な安定した財政運営を確保するという観点から、長期的な見通しのもと、平成25年度から平成29年度までの財政見通しについてお示しします。

第2項 財政の見通しの前提条件

後期基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）における財政の見通しは、普通会計（一般会計・土地区画整理事業特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象に、現行の地方財政制度を基本に試算したものです。

財政の見通しは、今後の社会経済情勢の変化やまちづくりの進捗状況を点検しつつ、健全な財政運営に取り組むため、平成23年度決算を基準に、計画フレームのすう勢値をもとに試算しました。

1 歳入の見通し

- 市民税や固定資産税等、人口見通しが影響する税目については、平成29年度の人口すう勢値である28万1千人の想定で算出するとともに、現時点で把握できる税制改正を反映し、税目ごとに試算しました。
- 国県支出金、各種交付金などの依存財源については、国の厳しい財政状況を考慮し、原則現状維持で推移することを見込みますが、消費税率の引き上げや社会保障関係経費の増の影響などの特殊要因について加味します。
- 地方交付税については、現時点における制度改正も含んだフレームに応じた額で算出するとともに、基準財政需要額については、合併算定替の終了に伴い、平成28年度から平成32年度の段階措置を反映し、平成33年度より一本算定になるとして算出しています。また、合併特例債や臨時財政対策債などの元利償還金における交付税措置を反映するとともに、社会保障・税の一体改革による消費税引き上げに伴う、地方交付税反映額についても考慮し、試算しました。
- 市債のうち、臨時財政対策債については、現行制度が引き続き実施さ

れるものとし算出するとともに、普通債については、歳出決算見込み額に連動し算出しました。また、合併特例債は、計画に基づく事業に新たに計画されるものについて、一定額を見込み試算しました。

2 歳出の見通し

- 義務的経費を含む経常的経費については、健全財政の維持とまちづくりへの投資を両立する観点から、平成23年度決算の経常収支比率90.8%の抑制、改善をめざしていくものとして次のとおり試算しました（経常収支比率：経常的な歳出に充当された一般財源を経常的な歳入一般財源で除したもので、この比率が高いほど財政構造に弾力性がなく硬直化した状況となります）。
- 普通建設事業費については、歳入総額から経常的経費を差し引いた額としますが、合併特例債の使い方によっても大きく変化するため、実質公債費比率18%以内を目標とします（実質公債費比率：平成18年度から地方債協議制度の実施に伴い設けられた比率で、起債制限比率が普通会計の元利償還金等を対象としていたことに対し、実質公債費比率は、公営企業会計へ支払う元利償還金に対する繰出金、PFI等の公債費類似経費を追加して算出した比率で、この比率が18%を超えると地方債協議制から許可が必要な団体に移行します）。
- また、平成25年度から平成29年度までの特例債対象事業費については、すでに計画されている新最終処分場・リサイクルセンター建設事業、屋内総合スポーツ施設整備事業、新斎場建設事業をはじめとした合併特例債事業を踏まえるとともに、今後、新たに計画される事業については実施時期等が不確定なため、一定額を加味し、総合計画後期基本計画期間中の上限を380億円程度とし、前期基本計画期間中の事業費と合わせ、約500億円と設定します。

第3項 財政見通しの試算

- 後期基本計画の5年間の歳入・歳出総額は、約5,200億円と見込みます。うち、普通建設事業費は、5年間で約710億円と見込みます。

歳入・歳出総額（累計額）		約5,200億円
歳入	市 税	約1,890億円
	地方交付税	約1,080億円
	国県支出金	約980億円
	地 方 債	約640億円
	そ の 他	約610億円
	合 計	約5,200億円

歳出	義務的経費		約2,670億円
		うち人件費	約1,020億円
		扶助費	約1,110億円
		公債費	約540億円
	経常的経費		約1,820億円
		うち物件費・補助費・維持補修費	約1,080億円
出		繰出金	約700億円
		その他	約40億円
	普通建設事業費		約710億円
	合 計		約5,200億円

- 普通交付税合併算定替終了（平成32年度）後においても、地方交付税措置の厚い起債の償還に係る増額により、公債費に充当する地方交付税の割合が増え、財政運営に大きな影響を与えることはないと推測します。
- 合併特例債適用期間終了後においても、普通建設事業費の規模を年間80億円程度堅持すれば、持続可能な財政運営が図れるものと推測しています。